

一般社団法人全国地方銀行協会 ライフサポート団信制度の概要					
特 徴	ライフサポート団信制度は、団体信用就業不能保障保険と3大疾病保障特約付団体信用生命保険をあわせた制度です。この2つの保険は、一般社団法人全国地方銀行協会を保険契約者、その会員銀行(以下、銀行といいます)を保険金等受取人とし、銀行から融資を受けている 賦払債務者を被保険者とする保険契約で、被保険者が保険期間中にお支払事由に該当された場合に、生命保険会社が所定の保険金等を保険金等受取人である銀行に支払い、その保険金等を被保険者の債務の返済に充当するしくみの団体保険です。				
保 険 金 等 名 称	死 亡 保 険 金	高度障害 保 険 金	3 大 疾 病 保 険 金	長期就業不能 保 険 金	就業不能給付金
保 険 金 額 等	保険金額は債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動(通減)します。被保険者一人あたりの限度額は、他の会員銀行からの借入も含めて、「地銀協ライフサポート団信制度」、「地銀協3大疾病団信制度」および「地銀協住宅ローン団信制度」を通算して1億円となります。				給付金額は、当該給付金の支払事由に該当された日以後1ヵ月以内に到来する約定返済日における予定返済額となります。
保 険 金 等 が 支 払 わ れ な い 合 (被保険者が右記のような事由に該当する場合は、保険金等をお支払いできないことがあります。)	○告知義務違反による解除 ○詐欺取消し・不法取得目的による無効の場合 ○重大事由による解除の場合(反社会的勢力に該当すると認められたときなどを含みます。)				
	○保障開始日より前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態や就業不能状態、急性心筋こうそく・脳卒中になられたとき (その傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしても、お支払いの対象とはなりません。)				
	○保障開始日から1年以内に自殺されたとき ○被保険者の故意により高度障害状態になられたとき ○保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態になられたとき ○戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態になられたとき	○保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき(被保険者ご本人がその事実を知っているといないとにかかわらずお支払対象外です。) ○保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき ○保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき(再発・転移等ではなく新たに原発した悪性新生物と診断確定された場合は、お支払いの対象となります。)	○保険契約者、被保険者または保険金等受取人の故意または重大な過失 ○被保険者の犯罪行為 ○被保険者の精神障害(※) ○被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ○被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ○被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ○被保険者の薬物依存(※) ○被保険者の妊娠、出産 ○頸部症候群(いわゆる「むちうち症」、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの(その症状の原因の如何を問いません。) ○地震、噴火または津波 ○戦争その他の変乱 (※)お支払対象とならない精神障害および薬物依存については、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険重要事項に関するご説明」の『長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払対象とならない精神障害、薬物依存』をご参照ください。		
保 障 開 始 日	融資実行日(借り換え融資の場合は、借り換え日)または生命保険会社が加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。				
こ れ ら の 契 約 か ら の 脱 退	○ 融資を受けた銀行の賦払債務者でなくなったとき ○ 融資について期限の利益を失ったとき ○ 保険金のお支払事由に該当したとき ○ 所定の年齢に達したとき				
(備考) *1 「所定の高度障害状態」とは、次のいずれかの状態のことをいいます。①両眼の視力を全く永久に失ったもの、②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの、③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの *2 「所定の悪性新生物」および「診断確定」につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3.保険金等の支払いについて』および『3大疾病保険金のお支払対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中』をご参照ください。なお、所定の悪性新生物には、上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。 *3 「所定の脳卒中」、「所定の急性心筋こうそく」、および、それらを原因とする「所定の状態」につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3.保険金等の支払いについて』および『3大疾病保険金のお支払対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中』をご参照ください。 *4 「所定の就業不能状態」の詳細につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等の支払いについて』および『長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払対象とならない精神障害、薬物依存』をご参照ください。					
保 険 正 式 名 称	3大疾病保障特約付団体信用生命保険			団体信用就業不能保障保険	
引 受 保 険 会 社	複数の生命保険会社による共同引受 (事務幹事会社：明治安田生命保険相互会社)			明治安田生命保険相互会社	

・上記「一般社団法人全国地方銀行協会 ラーフサポート団信制度の概要」は、地銀協ライフサポート団信付住宅ローンに付帯される保険の概要を説明したものです。
・これらの保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険重要事項に関するご説明」、および、「申込書兼告知書」裏面の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。

那覇ローンセンター 〒900-0015 那覇市久茂地1-9-17 ☎ 0120-41-1924	真嘉比ローンセンター+(プラス) 〒902-0069 那覇市松島1-4-8(真嘉比支店内) ☎ 0120-41-0103	南部ローンセンター+(プラス) 〒901-1111 南風原町字兼城203-3 ☎ 0120-09-7839	牧港ローンセンター+(プラス) 〒901-2131 浦添市牧港1-10-1(牧港支店2階) ☎ 0120-19-6154
東京住宅ローンセンター 〒101-0046 東京都千代田区神田多町2-2-16 神田21ビル 4階(琉球銀行東京支店内) ☎ 0120-41-1931	中部ローンセンター 〒904-2154 沖縄市東1-25-1(コザ十字路支店内) ☎ 0120-41-1983	北谷ローンセンター 〒904-0103 北谷町桑江257 ☎ 0120-41-0780	北部ローンセンター 〒905-0017 名護市中大1-11-1(名護支店3階) ☎ 0120-41-1016

営業日・営業時間(祝日は休業) 月～金：午前10時～午後7時 土・日：午前10時～午後5時

東京住宅ローンセンターの営業日・営業時間(土・日・祝日は休業) 月～金：午前9時～午後3時

詳しくは、**りゅうぎん窓口またはりゅうぎんローンセンター**までお問い合わせください。

地銀協 ライフサポート団信制度

団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険

「万が一への備え」に、「ケガや病気への備え」を加えて、
お客さまに住宅ローンご返済の安心をお届けします。

3大疾病

その他の
ケガや病気

死亡または所定の高度障害状態に該当したら

住宅ローン残高が**0円**

がん と診断確定されたら

住宅ローン残高が**0円**

脳 卒 中
急性心筋こうそく

で所定の状態が60日以上継続したら

住宅ローン残高が**0円**

所定の就業不能状態が3カ月を超えて継続したら

月々の住宅ローン返済が**0円**

さらに!

所定の就業不能状態が12カ月を超えて継続したら

住宅ローン残高が**0円**

住宅ローン金利
+
年**0.2%**

①加入対象者

新たにご融資を受けられる所定の年齢範囲内の方のうち、生命保険会社が承諾した方がご加入いただけます。ただし、以下に該当する場合は、地銀協ライフサポート団信制度にはご加入いただけません。
・がん(悪性しゅよう・肉腫・悪性リンパ腫・白血病・上皮内がん・皮膚がんを含みます)の既往歴のある方
・告知日現在、病気またはけがにより休職中・休業中の方

②加入手続き

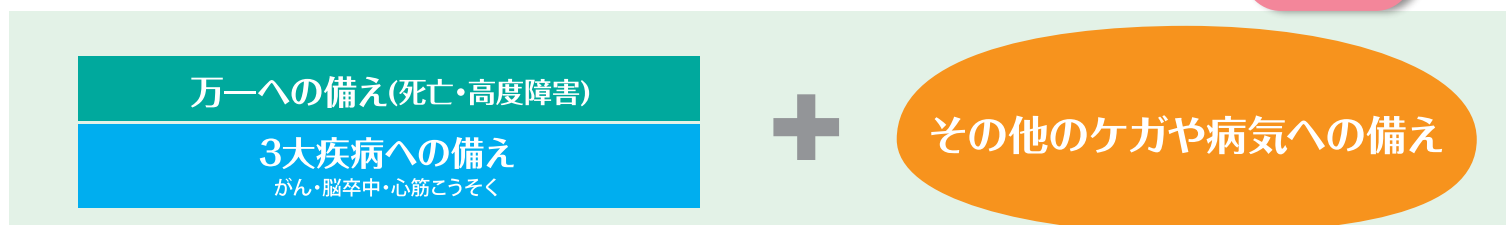
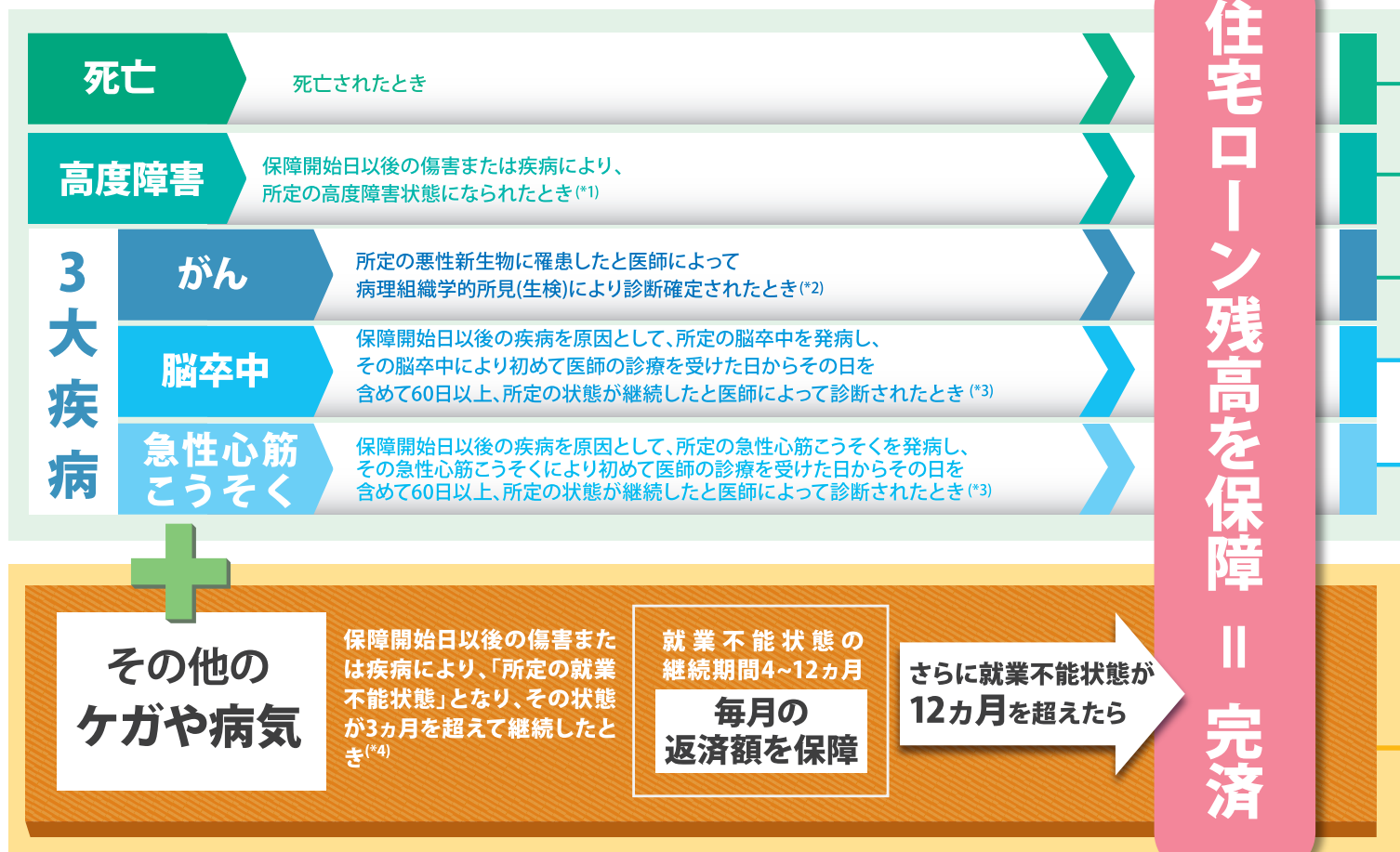
「申込書兼告知書」をご提出いただきます。なお、借入金額(保険金額)が3,000万円を超える場合には、生命保険会社所定の「専用診断書」をご提出ください。また、告知の内容によっては医師の診断書等を追加してご提出いただくことがあります。
※健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますのでご了承ください。

保険契約者 一般社団法人全国地方銀行協会

1

保険制度の特徴

ご加入者が保険期間中に以下のお支払事由に該当された場合に、保険金等をお支払いし、債務の返済に充当するしくみの団体保険です。(以下、(*)は当パンフレットの4頁をご参照ください)



参考資料

身近な病気である「がん」

生涯を通してみると、「がん」は日本人の約2人に1人が罹るといわれている病気です。また、約5割の人が依願退職や休職等をされており、罹患後の収入の減少といった問題を抱えています。

がん罹患後の勤務先での就労状況の変化

53% 変わった **47% 罹患前と同じ**

(依願退職 転職 解雇 休職)など

※(株)キャンサーズキャン「がんサバイバーに向けた調査」(平成23年)

後遺症が残りやすい脳卒中

死に至る確率は低くなったものの脳血管疾患の総患者数は124万人で、一命は取りとめても重大な後遺症が残りやすいのが特徴です。

介護が必要となった主な原因(40~64歳)

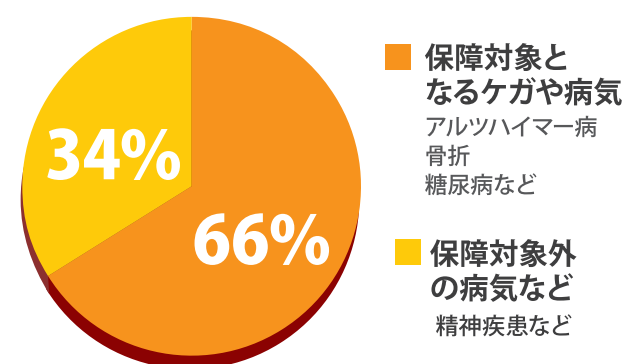
51% 脳卒中 **49% その他** (関節疾患/認知/糖尿病など)

※厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成22年)

3大疾病以外にも備えて安心

「地銀協ライフサポート団信制度」なら、保障対象となる病気やケガが幅広いため、お客様に住宅ローンご返済の安心をお届けします。

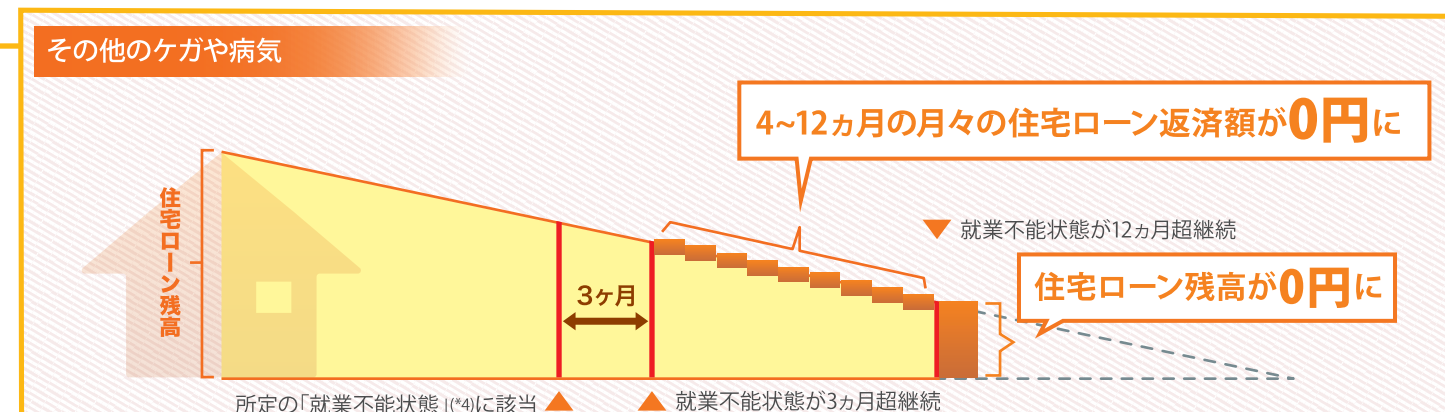
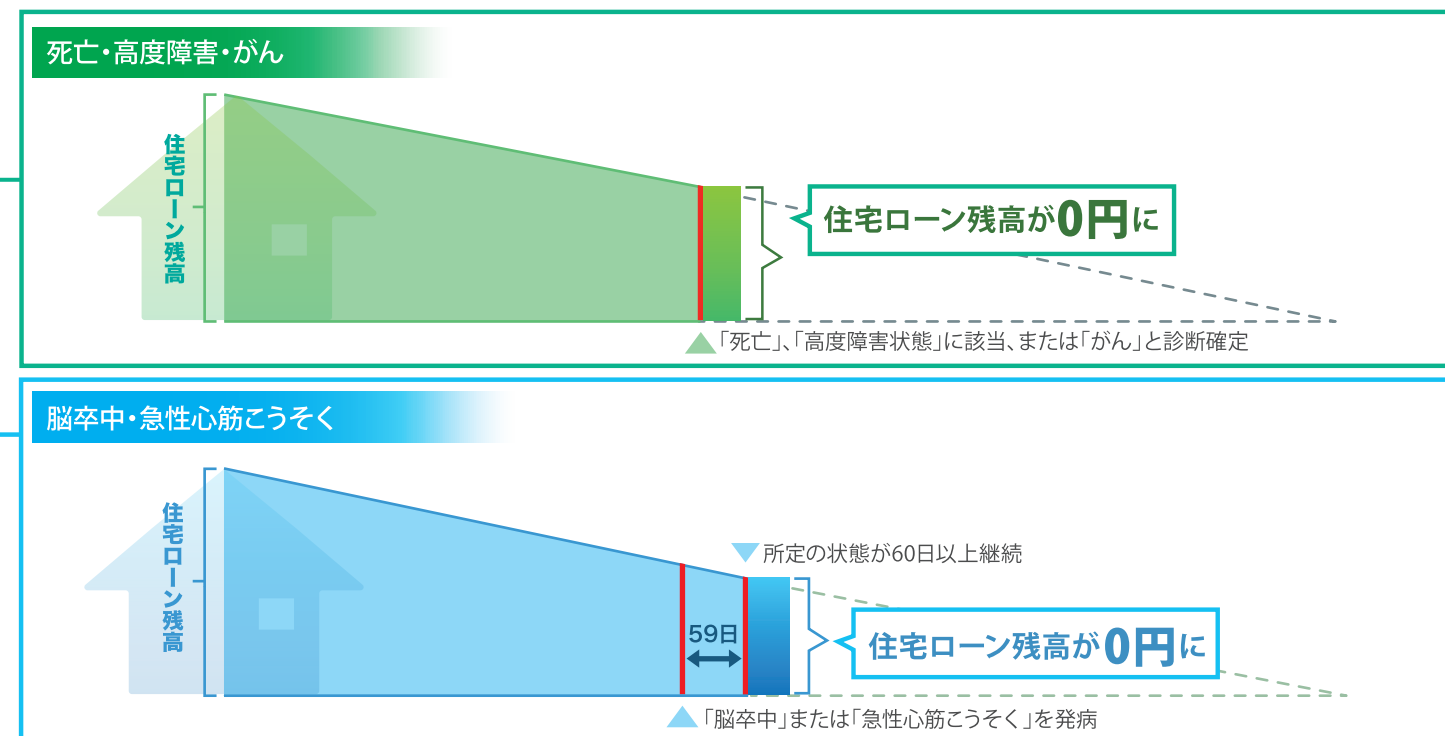
長期入院(4ヵ月以上)となるケガや病気(3大疾病を除く)



※厚生労働省「患者調査」(平成23年)

お支払いのイメージ

お支払事由により、保険金等をお支払いするまでの期間やお支払方法が異なります。



「所定の就業不能状態」について^(*)

以下の「入院」または「在宅療養」をしている状態を、保険金等のお支払い対象といたします。

「入院」	「在宅療養」
「病院」または「診療所」への治療を目的とした「入院」をしていること ▶上記の「病院」または「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。 ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所 ②上記①の場合と同等の日本国外にある医療施設 ▶上記の「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。	以下のいずれかに該当する状態にあり、医師の指示による「在宅療養」をしていること ①身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの ②身のまわりのことも出来ず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの ▶上記の「在宅療養」とは、日本国内にある自宅等(病院および診療所以外の場所をいいます。)で治療、養生に専念することをいいます。